

月額掛金 ※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口
15歳～35歳	男性	594円	1,188円	1,782円	2,376円	2,970円
	女性	551円	1,102円	1,653円	2,204円	2,755円
36歳～40歳	男性	613円	1,225円	1,838円	2,450円	3,063円
	女性	574円	1,147円	1,721円	2,294円	2,868円
41歳～45歳	男性	639円	1,278円	1,917円	2,556円	3,195円
	女性	587円	1,174円	1,761円	2,348円	2,935円
46歳～50歳	男性	686円	1,372円	2,058円	2,744円	3,430円
	女性	613円	1,226円	1,839円	2,452円	3,065円
51歳～55歳	男性	760円	1,519円	2,279円	3,038円	3,798円
	女性	649円	1,297円	1,946円	2,594円	3,243円
56歳～60歳	男性	859円	1,718円	2,577円	3,436円	4,295円
	女性	678円	1,356円	2,034円	2,712円	3,390円
61歳～65歳	男性	1,008円				
	女性	738円				
66歳～70歳 (更新のみ)	男性	1,312円				
	女性	856円				

*掛金は、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。
 *保険年齢とは、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢のことをいいます。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てます。)
 *掛金は、福祉団体定期保険の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

法人の場合	個人事業主の場合
法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)	個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員が所得税の対象にもなりません。(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは平成28年12月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険金・給付金をお支払いしない場合など 福祉団体定期保険について、次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

- 詐欺行為による加入・更新があった場合に、その加入者(被保険者)の加入・更新が取消しとなった場合
- 保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合に、その加入者の加入・更新が無効となった場合
- 契約者・加入者・保険金受取人が、保険金などを詐取する目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金・高度障害保険金について ①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき ②契約者・保険金受取人の故意によるとき ③契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき ④戦争その他の変乱によるとき ⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき ●災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金について ①契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき ②受取人の故意または重大な過失によるとき ③加入者の犯罪行為によるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ④加入者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、または津波によるとき ⑨戦争その他の変乱によるとき ●ガン死亡保険金について ①契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき
---	---

(注)増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

加入者(被保険者)のみなさまへ
 福祉団体定期保険は契約者…土岐商工会議所、被保険者…当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…当商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは平成28年12月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]



土岐商工会議所

〒509-5121 土岐市土岐津町高山6-7
 TEL 0572-54-1131 FAX 0572-54-1188

[福祉団体定期保険引受保険会社]



アクサ生命保険株式会社
 redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
 TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 東濃営業所

〒507-0841 多治見市明治町2-4
 多治見陶磁器卸商業協同組合ビル2階
 TEL 0572-24-1430 FAX 0572-24-1211

AXA-A1-1612-2144/392

会員事業所のみなさまへ

土岐商工会議所

土岐おりべ共済

入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付 福祉団体定期保険
 +土岐商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金制度)

**ご留意
 ください**

土岐商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険*を組み合わせた保障プラン名称が土岐商工会議所 土岐おりべ共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付福祉団体定期保険



【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用することがあります。アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。
 ※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



土岐商工会議所

土岐商工会議所 土岐おりべ共済の内容

保障内容

- 主契約：福祉団体定期保険
- 特約：入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約

お支払事由		□数				
		1 □	2 □	3 □	4 □	5 □
死亡	所定の不慮の事故により死亡されたとき ＜死亡保険金+災害保険金＞	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円
	責任開始期(加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後に診断確定された所定のガン(*1)により死亡されたとき ＜死亡保険金+ガン死亡保険金＞	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
	上記以外の事由により死亡されたとき ＜死亡保険金＞	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円
高度障害	所定の不慮の事故により 所定の高度障害状態(*2)のいずれかになられたとき ＜高度障害保険金+災害高度障害保険金＞	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円
	加入日以後の傷害または疾病により 所定の高度障害状態(*2)のいずれかになられたとき ＜高度障害保険金＞	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円
入院	所定の不慮の事故により5日以上入院されたとき (同一事故による入院は通算60日限度(*3)) ＜入院給付金＞	1日につき 2,000円	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円	1日につき 8,000円	1日につき 10,000円

- *1 所定のガン(対象となる悪性新生物)
・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
・眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物
・消化器の悪性新生物
・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
・骨および関節軟骨の悪性新生物
・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
・中皮および軟部組織の悪性新生物
・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
・乳房の悪性新生物
・女性性器の悪性新生物
・男性性器の悪性新生物
・単立した(原発性)多部位の悪性新生物
・尿路の悪性新生物
・上皮内新生物
- *2 高度障害状態
1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- *3 更新前の入院日数を含みます。

土岐商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容		□数				
		1 □	2 □	3 □	4 □	5 □
見舞金	通院見舞金(1年に1回が限度) (不慮の事故による5日以上の通院)	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円
	入院見舞金(1年に1回が限度) (病気による5日以上の入院)	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円
祝金	結婚祝金 (継続加入1年以上の加入者に限る)	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円
	出産祝金 (継続加入1年以上の加入者に限る)	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円

- ①土岐商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
- ②入院見舞金は5日以上継続入院をしたとき、通院見舞金はケガで5日以上実通院をしたとき、それぞれ年1回を限度として、1口あたり一律5,000円を支給いたします。
- ③結婚祝金は加入者が結婚したとき、出産祝金は加入者本人が出産したとき、それぞれ1口あたり一律5,000円を支給いたします。
- ④見舞金の給付は、土岐商工会議所 土岐おりべ共済のその他の保険金・給付金と重複してお支払いはできません。
- ⑤裏表紙の「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も福祉団体定期保険と同様に取扱いします。
- ※詳細は、「見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

給付条件など

	種 類	給 付 条 件	証 明 書 類
見舞金	通院見舞金	不慮の事故により5日以上通院した場合(年1回が限度)	通院日数がわかる領収書または、診断書のコピー
	入院見舞金	病気により5日以上入院した場合(年1回が限度)	入院期間がわかる領収書または、診断書のコピー
祝金	結婚祝金	加入者本人が結婚した場合(1年以上加入していること)	戸籍抄本(コピー可)
	出産祝金	加入者本人が出産した場合(1年以上加入していること)	母子手帳または戸籍抄本(コピー可)

申請手続きに必要なもの

- ①本人確認書類
- ②印鑑
- ③振込先がわかるもの(ゆうちょ銀行以外の金融機関)

土岐商工会議所 土岐おりべ共済の取扱い

保険期間

保険期間は1年間(平成29年4月1日～平成30年3月31日)で、毎年自動的に更新されます。

加入資格・条件

- 土岐商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で平成29年4月1日現在年齢が14歳6か月を超え65歳6か月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、60歳6か月を超える方は1口を限度とします。なお、65歳6か月を超える方は70歳6か月まで更新のみできます。
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*に限りです。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。
 - ①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
 - ②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

- *申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
 - ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
 - ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)
- 3.本制度への加入にあたっては、上記1・2の要件を満たす事業所単位の有資格者の方全員のご加入が必要となります。ただし、会員事業所の会社規程等、客観的な基準により、一定の範囲内の方全員のご加入とすることも可能です。
- 4.当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。
- 5.入会申込みと同時(同日)に本共済制度のお申込みをいただきました場合、万一入会できませんでした際は、本共済制度のご加入もできません。

加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。ガン死亡保険金については加入日(効力発生日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任開始となります。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

加入者票の発行

加入者に対しては、「福祉団体定期保険加入者(被保険者)票」を発行します。

保険金などの受取人・請求

- 1.保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金・給付金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いの可能性があらわれる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 2.保険金・給付金の受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院されたときは、加入者の了知を得てご請求ください。死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、死亡または所定の高度障害状態になられたときに福祉団体定期保険は消滅したものと取扱いします。この場合、土岐商工会議所 土岐おりべ共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当されてもその他の保険金・給付金および商工会議所独自の給付のお支払いはありません。
- 3.見舞金・祝金の受取人は加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。福祉団体定期保険部分について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

配 当 金